



2017年5月12日

各位

会社名 関西ペイント株式会社

代表者名 代表取締役社長 石野 博

(コード番号4613 東証第1部)

問合せ先責任者 取締役常務執行役員 管理本部長 浅妻 慎司

(TEL 06-6203-5531)

### 当社株式の大規模買付行為に関する対応方針（買収防衛策）の継続について

当社は、2015年6月26日開催の当社第151回定時株主総会において株主の皆様のご承認をいただき、有効期限を2017年6月開催予定の定時株主総会終結の時までとして、特定株主グループ（注1）の議決権割合（注2）を20%以上とすることを目的とする当社株式の買付行為、または特定株主グループの議決権割合が結果として20%以上となる当社株式の買付行為（いずれも、あらかじめ当社取締役会が同意したものを除きます。また、以下においては、これらの買付行為を「大規模買付行為」といい、大規模買付行為を行う者を「大規模買付者」といいます。）に関する対応方針（以下「旧対応方針」といいます。）を継続しております。

2017年6月29日開催予定の当社第153回定時株主総会（以下「本定時株主総会」といいます。）の終結の時をもって上記有効期限の満了を迎えるに当たり、その後の法令改正、司法判断の動向、当社を取り巻く事業環境、情勢変化等をふまえ、社外取締役からの意見も十分に尊重し、さらなる検討を加えました結果、当社は、2017年5月12日開催の当社取締役会において、本定時株主総会における株主の皆様のご承認を条件に、旧対応方針を現時点の情報に更新した「当社株式の大規模買付行為に関する対応方針（買収防衛策）」（以下「本対応方針」といいます。）として継続することを決定しましたので、ここにお知らせいたします。

本対応方針における旧対応方針からの主な変更点は次の2点です。

- ① IV2に定めた当社企業価値及び株主共同の利益を著しく損なう場合と認められる類型の一部を削除し、いわゆる高裁四類型と強圧的二段階買収に限定しました。
- ② IV3に、大規模買付者等に対しては、名目の如何を問わず、金銭等の交付その他経済的対価の交付を行わないことを明記しました。

なお、2017年3月31日現在における当社の株式の状況は別紙1のとおりです。また、当社は本日現在、当社株式の大規模買付行為に関する提案等を一切受けていないことを申し添えます。

本対応方針で引用する法令の各条項は、2017年5月12日現在施行されている法令を前提とするものです。同日以降に法令の改正があり、当該改正後の法令が施行された場合には、本対応方針において引用する法令の各条項は、当社取締役会が別途定める場合を除き、当該改正後のこれらの法令の各条項またはこれらを実質的に継承する法令の各条項に、それぞれ読み替えられるものとします。

## 「当社株式の大規模買付行為に関する対応方針（買収防衛策）」

### I 基本的な考え方及び企業価値向上の取組

#### 1 基本的な考え方

当社グループは、「顧客に満足される製品及びサービスを提供することによって社会に貢献する」ことを経営の基本理念としております。即ち、当社グループのコアビジネスである塗料事業を通じて、顧客の満足を得ることが当社グループの存立基盤であり、その実現により社会に貢献し、企業価値を向上させることが、株主をはじめとする取引先、従業員、地域社会等、当社グループのステークホルダーに貢献しうるものと考えております。

したがって、当社では、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者は、この基本理念を理解したうえで様々なステークホルダーとの信頼関係を維持し、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を、継続的に確保・向上させていく者でなければならないと考えております。

逆に、上記基本理念を理解せず、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を毀損する者は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者として不適切であると考えております。

#### 2 企業価値向上の取組

当社グループは上記基本理念のもと、創業以来、一貫して塗料についての製品開発を行い事業を営んでまいりました。その結果、自動車をはじめとする各種工業製品、建築、建造物、船舶等幅広い分野のお客様との良好な関係を構築するに至っており、このようなお客様との関係は、当社グループにとって最も重要な財産の一つであります。

当社グループは、これまで、基本理念の実現を志向して事業の発展に努めてまいりましたところ、現在は、以下の基本方針を掲げて事業活動を展開しております。

##### ① グローバル化の加速

成長期待の高い新興国を中心とする海外事業について、市場ニーズへの対応とコスト・品質・機能の最適化により競争力を強化し、既存事業の市場における地位を確固たるものとしていくとともに、プレゼンスを一層高める。加えて、安定した成長が見込める先進国市場を含む未参入地域・分野での事業参入をすすめる、事業拡大を加速し、連結業績への貢献度を一段と高める。また、様々な事業分野及び地域展開を行うことにより獲得・保有した製品ラインナップ、ビジネスノウハウなどを有効活用することにより、事業参入ならびに競争力強化を加速させる。

##### ② 収益力の向上

海外においては、事業規模の拡大及び効率向上により、一層の利益拡大を図る。国内については、組織や業務の効率化、最適化によるトータルコストの低減を通じて生産性向上を図ることにより事業競争力を強化し、シェアの維持・拡大と、収益力向上を図る。

##### ③ グループ経営基盤の強化

グローバル化の加速に対応し、かつ更なる加速につなげるため、当社グループを統括するとともに、連携を高め、当社及びグループ各社に利益をもたらす経営基盤となるヘッドクォーター機能確立し、その機能推進を図る。その機能推進を通じ、グループ各社及び各地域における事業を一層強化するとともに、グループ内における経営資源の共有化と有効活用を行うことで、シナジー効果を創出し、当社グループの利益を極大化する。

##### ④ 企業の社会的責任の推進

資源を保護し、環境を守り、豊かな社会を建設・持続させるという塗料本来の使命を十分に自覚

し、レスポンシブル・ケア宣言に基づいた、環境・安全・健康問題に対してより総合的な見地から地球環境保全の取り組みを継続する。また、コンプライアンスの徹底、社会的貢献活動及び的確な情報開示を推進し、企業としての社会的責任を誠実に果たす。

当社は、今後とも、グループ各社の経営資源を最大限に活用し、収益を重視した事業展開を進めるとともに、業務改革を強力に推進し、経営基盤の拡大強化に努め、継続的な企業価値向上と株主共同の利益の維持、拡大に努めてまいります。

## II 大規模買付ルールの目的

近時、資本市場のグローバル化、株式持合いの解消等が進展するなかで、買収対象企業との協議や合意形成の過程を経ることなく、突如として大量の株式の買付を強行するといった事例が見受けられます。

もとより、当社は、あらゆる大規模買付行為に対して否定的な見解を有するものではありません。そもそも、大規模買付行為に応じて当社株式を売却されるか否かは、最終的には株主の皆様の判断に委ねられるべきものです。

しかしながら、株主の皆様に対して必要十分な情報提供がなされず、または必要十分な熟慮期間が与えられないままでは、株主の皆様が、大規模買付行為に応じられるか否かの判断を適切に行うことはできません。上記の判断が適切に行われるためには、株主の皆様が必要十分な情報提供がなされていることに加え、必要十分な熟慮期間が与えられていることが不可欠です。

また、株主の皆様が、大規模買付行為に応じて当社株式を売却されるか否かを判断されるに当たっては、当社取締役会が、大規模買付者の提供した情報を評価、検討し、その結果と意見を株主の皆様を提供することが極めて重要であると考えております。当社の長期にわたる研究開発によって蓄積されたノウハウと豊富な経験、並びに顧客、従業員及び取引先等との間に築かれた関係等への十分な理解なくして、当社の事業価値を把握することは困難と言わざるを得ません。したがって、当社といたしましては、大規模買付者が一方的に提供する情報のみならず、当社の事業特性につき十分な理解を有する当社取締役会の大規模買付行為に対する評価、検討の結果が株主の皆様提供されてはじめて、株主の皆様に対し必要にして十分な情報が提供されることになることと考える次第です。

以上のような観点から、当社取締役会は、以下の大規模買付ルールを定めています。

## III 大規模買付ルールの内容

大規模買付ルールとは、大規模買付行為が実行される前に、大規模買付者から当社取締役会に対する必要かつ十分な情報提供を要求し、それに基づき当社取締役会がその買付行為の評価、検討を行ったうえで、それらをふまえて株主の皆様が適切な判断を行うために必要かつ十分な一定期間が経過してはじめて、大規模買付行為が開始されるべきである、というものです。

### 1 大規模買付ルール遵守表明書の提出

大規模買付者が大規模買付行為を行おうとする場合には、まず当社取締役会宛てに、大規模買付ルールに従う旨の表明書（以下「大規模買付ルール遵守表明書」といいます。）をご提出いただくことにします。大規模買付ルール遵守表明書には、大規模買付者の名称、住所、設立準拠法、代表者の氏名、国内連絡先、提案する大規模買付行為の概要及び大規模買付ルールに従う旨の誓約を記載していただきます。

### 2 大規模買付情報の提供

当社取締役会は、大規模買付ルール遵守表明書を受領した後10営業日以内に、株主の皆様への判断及び当社取締役会としての意見形成のために当初提出していただく情報（以下「大規模買付情報」といいます。）のリストを大規模買付者に交付し、速やかに当該リストに記載された情報を日本語で提供

していただくことにします。また、当初提出していただいた情報だけでは大規模買付情報として不足していると考えられる場合には、追加的に情報を提出していただくことがあります。

大規模買付情報の項目は、以下のとおりです。なお、大規模買付行為の提案があった事実及び当該取締役会に提出された大規模買付情報は、当社取締役会が適切と判断する時点で、その全部または一部を公表いたします。

① 大規模買付者及びそのグループの概要

具体的名称、主要な株主または出資者、出資割合、財務内容並びに役員の氏名及び略歴（以下「具体的名称等」といいます。）を含みます。なお、大規模買付者及びそのグループがファンドまたはその出資に係る事業体である場合は、その主要な組合員、出資者（直接か間接かを問いません。）その他の構成員並びに業務執行組合員及び投資に関する助言を継続的に行っている者に関する具体的名称等を含みます。

② 大規模買付行為の目的、方法及び内容

大規模買付行為における対価の種類及び価格、大規模買付行為の時期、関連する取引の仕組、大規模買付行為の方法の適法性、大規模買付行為及び関連する取引の実現可能性、大規模買付行為の完了後に当社株式等が上場廃止となる見込がある場合にはその旨及びその理由を含みます。なお、大規模買付行為の方法の適法性については、弁護士による意見書をあわせて提出していただきます。

③ 大規模買付行為に際しての第三者との間における意思連絡の有無及び意思連絡が存する場合はその相手方の概要並びに当該意思連絡の具体的な態様及び内容

④ 買収対価の算定根拠

算定の前提となる事実・仮定、算定方法、算定に用いた数値情報並びに大規模買付行為に係る一連の取引により生じることが予想されるシナジーの額またはその内容及びその算定根拠を含みます。

⑤ 買収資金の調達方法、買収資金の供与者（実質的供与者を含みます。）の名称その他の概要

⑥ 大規模買付行為完了後に実施を予定する当社及び当社グループの経営方針、事業計画、財務計画、資本政策、配当政策、資産活用策

大規模買付行為の完了後における当社資産の売却、担保提供その他の処分に関する計画を含みます。

⑦ 当社及び当社グループの従業員、取引先、地域社会その他の利害関係者と当社及び当社グループとの関係に関する大規模買付行為完了後の対応方針

⑧ その他独立委員会が合理的に必要と判断する情報

3 当社取締役会による評価検討及び株主熟慮期間の設定

当社取締役会は、大規模買付者による大規模買付情報の提供が完了した時点で、その旨を大規模買付者に通知するとともに、大規模買付情報の提供が完了した事実を株主及び投資家の皆様に適時に開示します。

そして、当社取締役会は、大規模買付行為の評価検討の難易度に応じ、大規模買付情報の提供が完了した後、次の期間（以下「取締役会評価期間」といいます。）を当社取締役会による評価、検討、交渉、意見形成及び代替案立案のための期間として与えられるものとします。なお、取締役会評価期間の起算日は、大規模買付情報の提供が完了した日の翌日とします。

① 対価を日本円の現金のみとする公開買付による当社全株式の買付の場合には最長60日間

② その他の大規模買付行為の場合は最長90日間

当社取締役会は、適宜必要に応じて、ファイナンシャル・アドバイザー、公認会計士、弁護士、コンサルタント等の外部専門家の助言を得ながら、提供された大規模買付情報を十分に評価、検討し、

大規模買付情報に関する当社取締役会の意見を取りまとめたうえ、一般に公表します。また、当社取締役会が必要と判断した場合には、大規模買付者との間で大規模買付行為に関する条件改善について交渉し、当社取締役会として株主の皆様へ代替案を提示することもあります。

当社取締役会は、当社取締役会による評価、検討、交渉、意見形成及び代替案立案が完了した時点で、取締役会評価期間が満了した旨を大規模買付者に通知するとともに、取締役会評価期間が満了した事実を株主及び投資家の皆様に適時に開示します。

そして、取締役会評価期間の満了日の翌日から起算して30日間は、株主の皆様が、大規模買付者から提供された情報及びこれを基礎とした当社取締役会の意見や代替案等を考慮して、大規模買付者からの提案に応じられるか否かについて適切にご判断をいただくための熟慮期間（以下「株主熟慮期間」といいます。）とします。そして、株主の皆様の判断に必要な時間確保の観点から、大規模買付行為は、取締役会評価期間及び株主熟慮期間の経過後にのみ開始されるものとし、その経過前に大規模買付行為が行われた場合には、大規模買付ルールが遵守されなかったものとして然るべき対抗措置を講ずることができるものとします。

#### IV 大規模買付行為がなされた場合の対応方針

##### 1 大規模買付者が大規模買付ルールを遵守しない場合

大規模買付者が大規模買付ルールを遵守しない場合、当社取締役会は、当社企業価値及び株主共同の利益の確保を目的として、新株予約権の無償割当を行い、大規模買付行為に対する対抗措置（以下「対抗措置」といいます。）を発動することがあります。

当社取締役会が対抗措置として行う新株予約権の無償割当の概要は、以下のとおりとします。

##### ① 割当対象株主及び当該株主に対する割当数

当社取締役会が別途定める割当期日における最終の株主名簿に記録された株主に対し、その所有株式（ただし、当社の有する当社普通株式を除く。）1株につき1個の割合で新株予約権を割り当てる。

##### ② 新株予約権の目的となる株式の種類及び株式数

新株予約権の目的となる株式の種類は当社普通株式とし、新株予約権1個の行使により交付される当社普通株式の数は1株とする。ただし、当社が株式分割または株式併合を行う場合は別途調整する。

##### ③ 新株予約権の無償割当の効力発生日

当社取締役会において別途定める。

##### ④ 新株予約権の行使に際して払込みをなすべき額

新株予約権の行使に際して出資される財産は金銭とする。また、新株予約権1個につき払込みをなすべき額は、1円を下限として当社取締役会が別途定める額とする。

##### ⑤ 新株予約権の譲渡

新株予約権の譲渡による取得については、当社取締役会の承認を要する。

##### ⑥ 新株予約権の行使期間

新株予約権の無償割当の効力発生日または新株予約権無償割当決議において当社取締役会が別途定める日を初日とし、1ヶ月間から2ヶ月間までの範囲で、当社取締役会が新株予約権無償割当決議において別途定める期間とする。ただし、行使期間の最終日が行使に際して払い込まれる金銭の払込みの取扱場所の休業日に当たるときは、その翌営業日を最終日とする。

##### ⑦ 新株予約権の行使条件

(ア)大規模買付者、(イ)大規模買付者の共同保有者（金融商品取引法第27条の23第5項に規定される者、及び同条第6項に基づき共同保有者とみなされる者をいい、当社取締役会がこれに該当する者と認めた者を含む。）、(ウ)大規模買付者の特別関係者（金融商品取引法第2

7条の2第7項に規定される者をいい、当社取締役会がこれに該当する者と認めた者を含む。)、もしくは(エ)(ア)から(ウ)のいずれかに該当する者から、本対応方針に基づき無償割当される新株予約権を当社取締役会の承認を得ることなく譲受もしくは承継した者、または(オ)(ア)から(エ)のいずれかに該当する者の関連者(実質的にその者が支配し、その者に支配されもしくはその者と共同の支配下にある者、もしくは協調して行動する者として当社取締役会が認めた者をいう。なお、「支配」とは、他の会社等の「財務及び事業の方針の決定を支配している場合」(会社法施行規則第3条第3項)をいう。)は、原則として本対応方針に基づき無償割当される新株予約権を行使することができない。

⑧ その他

新株予約権の取得条項その他必要な事項については、当社取締役会にて別途定める。

2 大規模買付者が大規模買付ルールを遵守した場合

大規模買付者が大規模買付ルールを遵守した場合、当社取締役会は、原則として、大規模買付行為に対する対抗措置は取りません(ただし、当社取締役会が当該大規模買付行為に反対の場合、反対意見の表明、代替案の提示、株主の皆様への説得等を行う可能性はあります。)。大規模買付者による大規模買付行為に応じるか否かは、株主の皆様において、大規模買付者から提供された情報及びそれに対する当社取締役会の意見、代替案等をご考慮のうえ、ご判断いただくこととなります。

もともと、大規模買付ルールが遵守されている場合であっても、当該大規模買付行為が、当社企業価値及び株主共同の利益を著しく損なうと判断される場合には、当社取締役会は、当社企業価値及び株主共同の利益を確保することを目的として、対抗措置として新株予約権の無償割当を行うことがあります(かかる新株予約権の無償割当の概要はIV 1のとおりです。)

また、当社取締役会は、対抗措置としての新株予約権の無償割当を決定した後であっても、大規模買付者が大規模買付行為を中止または撤回した場合や、対抗措置を発動するか否かの判断の前提となった事実関係に変更が生じた場合等には、新株予約権の無償割当の中止等、対抗措置の停止を行うことがあります。

大規模買付行為が当社企業価値及び株主共同の利益を著しく損なう場合とは、次の①から⑤のいずれかに該当するものをいいます。当該大規模買付行為が次の①から⑤のいずれにも該当しない場合は、当社は対抗措置を講じません。

- ① 真に当社の経営に参加する意思がないにもかかわらず、ただ株価を上げて高値で株式を当社または当社関係者に引き取らせる目的で当社株式の買収を行っている判断される場合(いわゆるグリーンメーラーである場合)
- ② 当社の経営を一時的に支配して当社の事業経営上必要な知的財産権・ノウハウ・企業秘密情報・主要取引先や顧客等を大規模買付者やそのグループ会社等に移譲させるなど、いわゆる焦土化経営を行う目的で当社の株式の買収を行っている判断される場合
- ③ 当社の経営を支配した後に、当社の資産を大規模買付者やそのグループ会社等の債務の担保や弁済原資として流用する予定で当社の株式の買収を行っている判断される場合
- ④ 当社の経営を一時的に支配して当社の事業に当面関係していない不動産、有価証券等の高額資産等を売却等処分させ、その処分利益をもって一時的な高配当をさせるか、あるいは一時的な高配当による株価の急上昇の機会を狙って当社株式の高価売り抜けをする目的で当社の株式の買収を行っている判断される場合
- ⑤ 大規模買付者の提案する当社株式の買付方法が、強圧的二段階買収(最初の買付で全株式の買付を勧誘することなく、二段階目の買付条件を不利に設定し、あるいは明確にしないで、公開買付け等の株式買付を行うことをいう。)など、株主に当社株式の売却を事実上強要するおそれがあると判断される場合

3 IV 1 及び 2 により対抗措置を発動する場合には、利害関係のない当社取締役全員一致により決定するものとします。なお、当社は、対抗措置の発動に際して、大規模買付ルールに違反した者、または IV 2 ①から⑤のいずれかに該当する大規模買付行為を行う大規模買付者、その他 IV 1 ⑦に規定する新株予約権を行使することができない者（以下「大規模買付者等」といいます。）に対しては、名目の如何を問わず、金銭等の交付その他経済的対価の交付を行わないものとします。

また、当社取締役会は、下記 4 で述べるとおり、対抗措置を発動するか否かを決定するに当たって独立委員会の勧告を最大限尊重するものとし、その勧告に従うことが当社取締役の善管注意義務に違反することになる場合を除き、上記勧告に従うものとします。

当社取締役会は、IV 1 及び 2 により対抗措置を発動するか否かについて決定した場合は、当該決定の内容及びその判断理由並びに独立委員会の勧告の概要及びその判断理由その他当社取締役会が適切と判断した事項について、情報開示を行います。

#### 4 独立委員会の設置

##### (1) 独立委員会の概要

当社取締役会が、対抗措置の発動に関して恣意的な判断を行うことを防止するという観点から、当社は、独立委員会規程（その概要については別紙 2 をご参照ください。）にしたがい、当社取締役会から独立した組織として独立委員会を設置いたします。独立委員会の委員は 3 名以上とし、社外取締役、社外監査役、弁護士、税理士、公認会計士、学識経験者、投資銀行業務に精通している者または取締役、監査役もしくは執行役として経験のある社外者の中から当社取締役会が選任します。独立委員会の現在の委員（3 名）の略歴は別紙 3 に記載のとおりです。

##### (2) 独立委員会の役割

ア 当社取締役会は、対抗措置の発動に先立ち、独立委員会に対し対抗措置の発動の是非を諮問し、独立委員会は、遅くとも取締役会評価期間の期限の 7 日前までに、当社取締役会に対し対抗措置の発動の是非について勧告を行います。大規模買付者から、上記勧告を行うために必要な大規模買付情報が提供されていない場合、独立委員会は、当社取締役会を通じて、大規模買付者に対し、独立委員会が合理的に必要と認める情報の提供を求めることができるものとします。

イ 独立委員会は、大規模買付者及び当社取締役会から提供された情報・資料等に基づき、当社企業価値及び株主共同の利益の確保の観点から、当該大規模買付行為が IV 2 ①から⑤のいずれかに該当するか否か、及び、その大規模買付行為に対して対抗措置としての新株予約権の無償割当を行うことが相当であるか否かについて、当社取締役会に勧告します。

また、独立委員会は、上記の勧告を行うに当たり、当社の費用で、独立した第三者（ファイナンシャル・アドバイザー、公認会計士、弁護士、コンサルタント等の専門家を含みます。）の助言を受けることができます。

ウ 当社取締役会は、対抗措置を発動するか否かを決定するに当たって、独立委員会の勧告を最大限尊重するものとし、その勧告に従うことが当社取締役の善管注意義務に違反することになる場合を除き、上記勧告に従うものとします。

#### V 大規模買付ルールが株主及び投資家に与える影響

##### 1 継続時の影響

大規模買付ルール継続時には、新株予約権の無償割当は行われません。したがって、株主及び投資家の皆様の権利及び経済的利益に直接具体的な影響を与えることはありません。

## 2 対抗措置発動時の影響

当社取締役会は、当社企業価値及び株主共同の利益の確保・向上を目的として、上記の対抗措置を発動することがありますが、当社取締役会が具体的な対抗措置を発動することを決定した場合には、適用ある法令、金融商品取引所規則等にしながら、適時適切な開示を行います。

対抗措置の発動時には、株主の皆様が保有する当社株式1株当たりの価値の希釈化は生じますが、保有する当社株式全体の価値の希釈化は生じないことから、株主及び投資家の皆様が法的及び経済的側面において格別の損失を被るような事態は想定しておりません。ただし、大規模買付者等については、対抗措置が講じられた場合には、結果的に、法的及び経済的側面において不利益が生ずる可能性があります。本対応方針の公表は、大規模買付者が大規模買付ルールに違反することのないようあらかじめ注意を喚起し、大規模買付者が大規模買付ルールを遵守するように誘導しようとするものです。

なお、当社は、新株予約権の無償割当の基準日や新株予約権の無償割当の効力発生後においても、例えば、大規模買付者が大規模買付行為を撤回した等の事情により、新株予約権の行使期間開始日の前日までに、新株予約権の無償割当を中止し、または当社が新株予約権者に当社株式を交付することなく無償にて新株予約権を取得することがあります。これらの場合には、1株当たりの価値の希釈化は生じませんので、1株当たりの株式の価値の希釈化が生じることを前提にして売付等を行った株主及び投資家の皆様は、株価の変動により相応の損害を被る可能性があります。

## 3 対抗措置発動に伴い株主の皆様に必要な手続

当社取締役会が対抗措置の発動を決定し、新株予約権が割り当てられる場合、株主名簿への記録が未了の株主の皆様は、当社取締役会が別途決定し公告する割当期日の最終の株主名簿への記録を完了していただく必要があります。また、株主の皆様が新株予約権を行使される場合には、所定の期間内に一定の金額の払込を行っていただく必要があります。さらに、割り当てられる新株予約権に取得条項が付されている場合、株主の皆様は、金銭の払込を行うことなく当社普通株式を取得できる場合があります。

これらの手続の詳細については、実際にこれらの手続が必要となった際に、適用ある法令、金融商品取引所規則等に基づき別途お知らせいたします。

## VI 本対応方針の有効期間並びに継続、廃止及び変更

本対応方針は、本定時株主総会において株主の皆様はその継続の可否をお諮りし、ご出席いただいた株主の皆様の過半数のご承認をいただいた際に発効します。

本対応方針は、その発効後、2019年6月開催予定の定時株主総会終結の時まで効力を有するものとします。ただし、上記期間の満了前であっても、①当社株主総会において本対応方針を廃止する旨の議案が承認された場合、または②当社取締役会において本対応方針を廃止する旨の決議がなされた場合、本対応方針はその時点で効力を失うものとします。このように、本対応方針は、株主の皆様のご意向にしながら随時これを廃止することが可能となっております。

また、当社取締役会は、当社企業価値及び株主共同の利益の確保・向上という観点から、独立委員会に諮問をしたうえで、本対応方針の内容を修正・変更する場合があります。

なお、本対応方針の廃止、変更等が決議された場合には、当社は、当社取締役会または独立委員会が適切と認める事項について、適用ある法令、金融商品取引所規則等にしながら、株主及び投資家の皆様に対して別途お知らせいたします。

## VII 本対応方針の合理性

本対応方針は、経済産業省及び法務省が2005年5月27日に公表した「企業価値・株主共同の利益の確保又は向上のための買収防衛策に関する指針」の定める三原則、すなわち、①企業価値・株主共



同の利益の確保・向上の原則、②事前開示・株主意思の原則及び③必要性・相当性確保の原則を以下のとおり充足しており、高度の合理性を有しております。また、本対応方針は、経済産業省が設置した企業価値研究会が2008年6月30日に公表した「近時の諸環境の変化を踏まえた買収防衛策の在り方」の内容にも十分配慮しております。

1 株主共同の利益の確保・向上の目的をもって導入されていること

本対応方針は、大規模買付行為が行われた際に、当該大規模買付行為に応じるべきか否かを株主の皆様が適切に判断するために必要な情報や時間、あるいは当社取締役会による代替案の提示を受ける機会を確保すること等を可能とすることによって、当社企業価値ひいては株主共同の利益を確保し、向上させるという目的をもって導入されるものです。

2 株主意思を尊重するものであること

VIに記載のとおり、当社は、本定時株主総会において、本対応方針継続の可否を議案としてお諮りし、株主の皆様のご意思を確認させていただきます。同議案が否決された場合には、本対応方針はその効力を生じません。

また、本対応方針の有効期間は2019年6月開催予定の定時株主総会終結の時までとされておりますが、その時点までに当社株主総会において本対応方針を廃止する旨の決議が行われた場合には、本対応方針はその時点で廃止されます。

以上のように、本対応方針は、その導入及び消長の場面において、株主の皆様のご意向が反映される仕組となっております。

3 独立性の高い第三者の判断を重視していること

IV4に記載のとおり、当社は、本対応方針の導入に当たり、当社取締役会による恣意的な対抗措置の発動を排除し、株主の皆様のために客観的な判断を行う諮問機関として、独立委員会を設置します。独立委員会の委員は3名以上とし、公正かつ中立的な判断を可能とするため、社外役員または社外有識者により構成するものとします。

独立委員会は、実際に当社に対して大規模買付行為がなされた場合には、当該大規模買付行為が当社企業価値及び株主共同の利益を著しく損なうものであるか否か等を判断します。そして、当社取締役会は、対抗措置を発動するか否かを決定するに当たって、独立委員会の勧告を最大限尊重するものとし、その勧告に従うことが当社取締役の善管注意義務に違反することになる場合を除き、上記勧告に従うものとされております。

このように、独立性の高い独立委員会により、当社取締役会が恣意的に対抗措置の発動を行うことのないよう厳しく監視することによって、当社企業価値及び株主共同の利益に資する範囲で本対応方針の運用が行われる仕組が確保されております。

また、独立委員会は、当社の費用で、独立した第三者（ファイナンシャル・アドバイザー、公認会計士、弁護士、コンサルタント等の専門家を含みます。）の助言を受けることができるとされております。これにより、独立委員会による判断の公正さ、客観性がより強く担保される仕組となっております。

4 合理的な客観的要件を設定していること

IV2に記載のとおり、本対応方針においては、大規模買付行為に対する対抗措置は、あらかじめ定められた合理的かつ詳細な客観的要件が充足されなければ発動されないように設計されており、当社取締役会による恣意的な発動を防止するための仕組が確保されています。

5 買収と無関係の株主に不測の損害を与えるものではないこと

V1に記載のとおり、本対応方針は、その導入によって株主の皆様のご権利及び経済的利益に直接具

体的な影響を与えるものではありません。

また、本対応方針に基づき対抗措置が講じられた場合でも、大規模買付者等を除く株主の皆様が法的及び経済的側面において格別の損失を被るような事態は想定しておりません。

## 6 デッドハンド型の買収防衛策ではないこと

VIに記載のとおり、本対応方針は、当社株主総会または株主総会で選任された取締役で構成する取締役会によりいつでも廃止することができるものとされております。したがって、本対応方針は、いわゆるデッドハンド型の買収防衛策（取締役の構成員の過半数を交代させてもなお、発動を阻止できない買収防衛策）ではありません。

(注1) 特定株主グループとは、当社の株券等（金融商品取引法第27条の23第1項に規定する株券等をいいます。）の保有者（同法第27条の23第1項に規定する保有者をいい、同条第3項に基づき保有者に含まれる者及び当社取締役会が該当すると認める者を含みます。）及びその共同保有者（同法第27条の23第5項に規定する共同保有者をいい、同条第6項に基づき共同保有者とみなされる者及び当社取締役会が該当すると認める者を含みます。）並びに当社の株券等（同法第27条の2第1項に規定する株券等をいいます。）の買付け等（同法第27条の2第1項に規定する買付け等をいい、取引所有価証券市場において行われるものを含みます。）を行う者及びその特別関係者（同法第27条の2第7項に規定する特別関係者及び当社取締役会がこれに該当すると認める者をいいます。）を意味します。

(注2) 議決権割合とは、特定株主グループの具体的な買付方法に応じて、①特定株主グループが当社の株券等（金融商品取引法第27条の23第1項に規定する株券等をいいます。）の保有者（同法第27条の23第1項に規定する保有者をいい、同条第3項に基づき保有者に含まれる者及び当社取締役会が該当すると認める者を含みます。）及びその共同保有者（同法第27条の23第5項に規定する共同保有者をいい、同条第6項に基づき共同保有者とみなされる者及び当社取締役会が該当すると認める者を含みます。）である場合の当該保有者の株券等保有割合（同法第27条の23第4項に規定する株券等保有割合をいいます。この場合においては、当該保有者の共同保有者の保有株券等の数（同項に規定する保有株券等の数をいいます。）も計算上考慮されるものとします。）または②特定株主グループが当社の株券等（同法第27条の2第1項に規定する株券等をいいます。）の大規模買付者及びその特別関係者（同法第27条の2第7項に規定する特別関係者及び当社取締役会がこれに該当すると認める者をいいます。）である場合の当該大規模買付者及び当該特別関係者の株券等所有割合（同法第27条の2第8項に規定する株券等所有割合をいいます。）の合計をいいます。各割合の算出に当たっては、総議決権（同法第27条の2第8項に規定するものをいいます。）及び発行済株式の総数（同法第27条の23第4項に規定するものをいいます。）は、有価証券報告書、半期報告書、四半期報告書、総株主通知及び自己株券買付状況報告書のうち直近に提出されたものを参照することができるものとします。

以上

(別紙1)

当社の株式の状況(2017年3月31日現在)

1. 発行可能株式総数	.....	793,496,000株
2. 発行済株式の総数	.....	272,623,270株
(うち自己株式数	.....	14,399,701株)
3. 株主数	.....	12,779名

4. 大株主(上位10名)

株主名	持株数	持株比率
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	13,524千株	5.24%
日本生命保険相互会社	12,490千株	4.84%
第一生命保険株式会社	12,485千株	4.83%
トヨタ自動車株式会社	8,355千株	3.24%
大同生命保険株式会社	7,607千株	2.95%
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	7,341千株	2.84%
関西ペイント交友持株会	6,767千株	2.62%
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口9)	6,651千株	2.58%
三菱UFJ信託銀行株式会社	6,163千株	2.39%
STATE STREET BANK AND TRUST COMPANY	5,738千株	2.22%

(注) 1. 持株数は千株未満を切り捨てて記載しております。

2. 持株比率は、自己株式(14,399,701株)を控除して算出しております。

3. 当社は、自己株式を14,399,701株保有しておりますが、上記大株主からは除外していません。

以上

(別紙2)

## 独立委員会規程（概要）

### 1. 独立委員会の設置及び委員の選任、解任

- ① 独立委員会は、取締役会の決議により設置する。
- ② 独立委員の人数は3名以上とする。
- ③ 独立委員は、社外取締役、社外監査役、弁護士、税理士、公認会計士、学識経験者、投資銀行業務に精通している者または取締役、監査役もしくは執行役として経験のある社外者のうちから選任する。
- ④ 独立委員の選任及び解任は、取締役会の決議により行う。ただし、解任決議は出席取締役の3分の2以上の賛成によるものとする。

### 2. 独立委員の任期

独立委員の任期は、選任の日から選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する当社定時株主総会終結の時までとする。ただし、取締役会の決議により特段の定めをした場合は、この限りではない。

### 3. 招集権者及び決議要件

独立委員会は、各独立委員または代表取締役が招集する。独立委員会における決議は、独立委員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

### 4. 取締役会への勧告

独立委員会は、取締役会に対し、大規模買付行為が当社企業価値及び株主共同の利益に著しい損害をもたらすものであるか否か、また、その大規模買付行為に対して具体的対抗措置を発動することが相当であるか否かについて勧告を行う。独立委員は、かかる勧告を行うにあたっては、当社企業価値及び株主共同の利益に資するか否かの観点から判断を行うことを要し、自己または当社の取締役の個人的利益をはかることを目的としてはならない。

### 5. 第三者の助言

独立委員会は、必要に応じて、当社の費用で、独立した第三者（ファイナンシャル・アドバイザー、公認会計士、弁護士、コンサルタント等の専門家を含む。）の助言を得ることができる。

以上

(別紙3)

独立委員会の委員の略歴

氏名 中原 茂明

(1941年 6月28日生)

略歴 1966年 4月 徳山曹達株式会社(現株式会社トクヤマ)入社  
1995年 6月 同社取締役 化成品事業部長  
2000年 6月 同社常務取締役 化成品事業部長 各支店管掌  
2002年 4月 同社代表取締役社長  
2009年 1月 同社取締役会長  
2012年 6月 同社相談役  
2013年 6月 当社社外取締役(現在)  
2016年 3月 株式会社トクヤマ相談役 退任

氏名 宮崎 陽子

(1955年2月11日生)

略歴 1982年 4月 弁護士登録(大阪弁護士会)  
2005年 6月 当社社外監査役  
2015年 6月 当社社外取締役(現在)

氏名 東 誠一郎

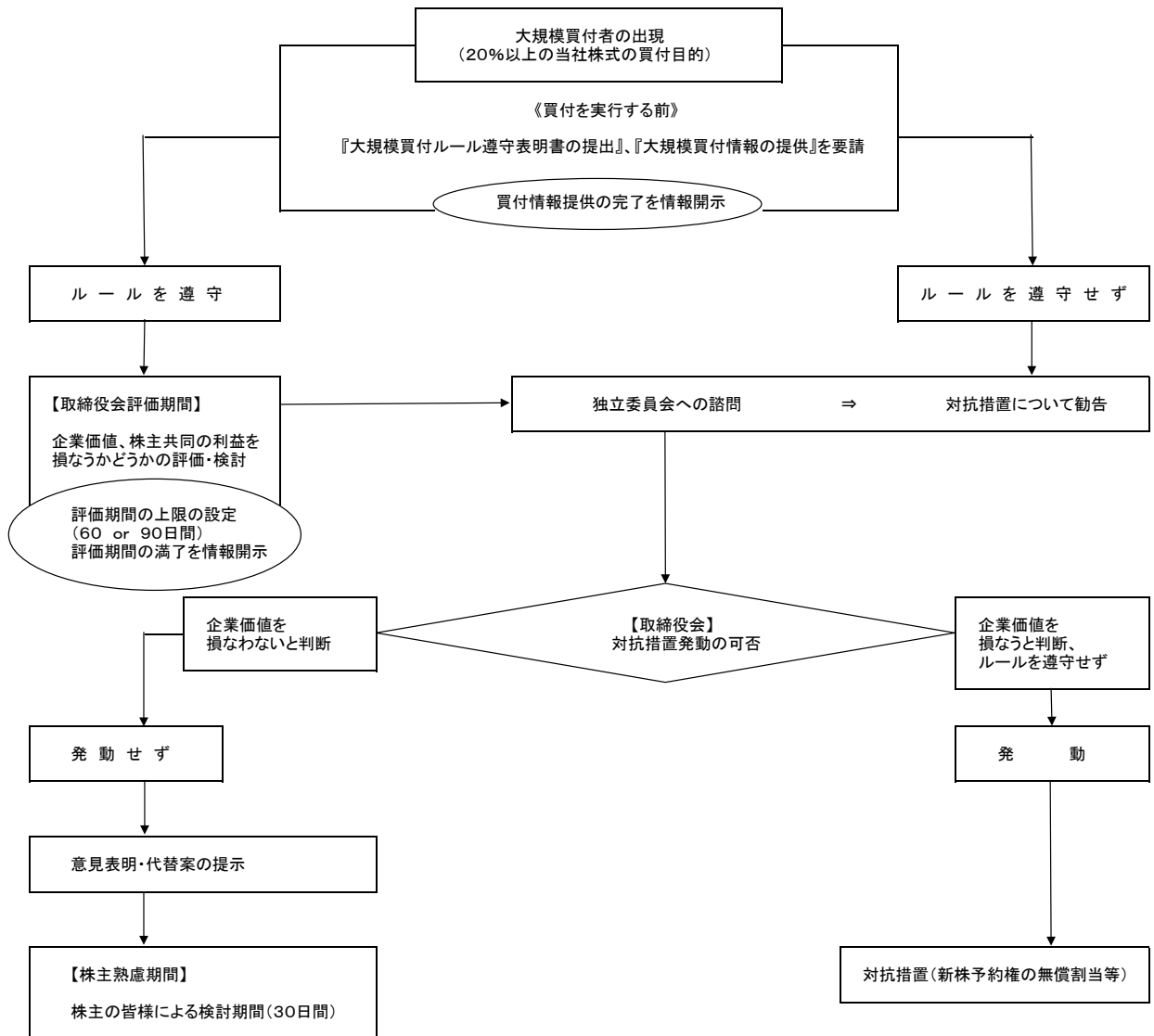
(1951年 7月23日生)

略歴 1975年12月 等松・青木監査法人(現有限責任監査法人トーマツ)入所  
1980年 3月 公認会計士登録  
1991年 7月 監査法人トーマツ(現有限責任監査法人トーマツ)パートナー  
2003年 7月 公認会計士協会 近畿会副会長  
2016年 6月 有限責任監査法人トーマツ 退職  
2016年 6月 新日鐵住金株式会社 社外監査役(現在)  
2017年 4月 芦屋大学 客員教授(現在)  
2017年 6月 当社社外監査役(予定)

中原茂明氏及び宮崎陽子氏は当社の社外取締役であり、両氏ともに当社第153回定時株主総会における社外取締役候補者であります。当社は両氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

また、東誠一郎氏は当社第153回定時株主総会における社外監査役候補者であります。当社は東氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出る予定であります。

「当社株式の大規模買付行為に関する対応方針（買収防衛策）」に基づく対抗措置発動に関するフローチャート



※ 上記フローチャートは、本対応方針の概要をわかりやすく説明するための参考として作成されたものであり、本対応方針の正確な詳細内容は、本文をご参照ください。